

資 料 編

1. 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

三島市の文化芸術についてのイメージ、文化芸術の鑑賞活動、文化芸術施策、施設への意向等を把握し、文化芸術振興に関する市民の意見を幅広く聞くため、「文化芸術に関する市民意識調査」を実施した。

(2) 調査の概要

対象：18歳以上の三島市民2,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送による調査票の配付・回収

調査期間：令和2年5月26日～6月10日

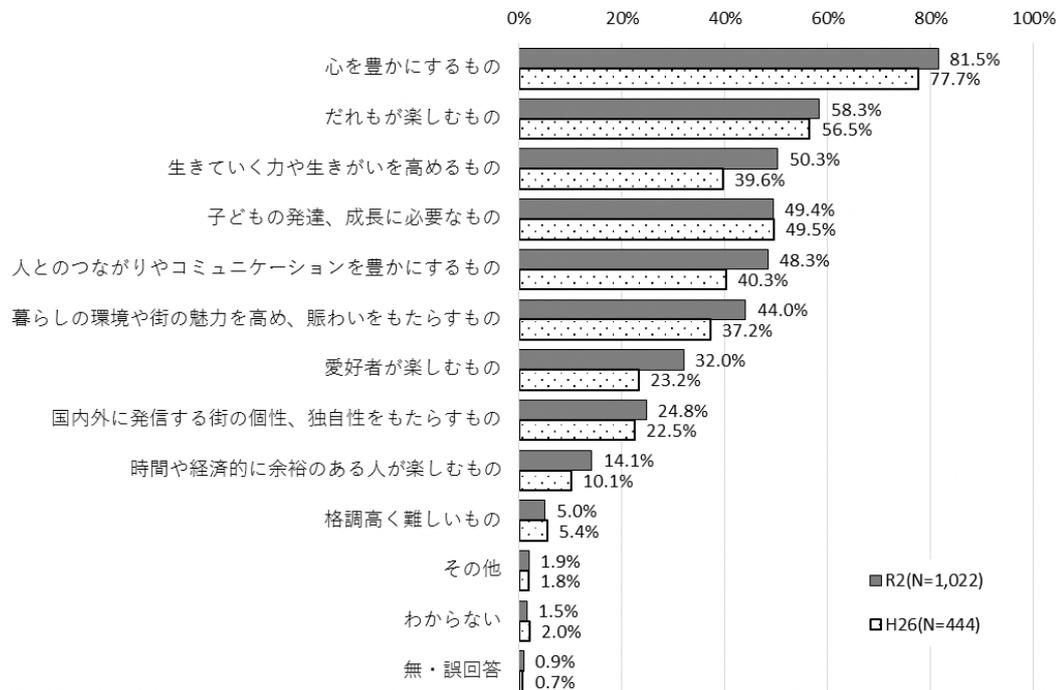
回収状況：有効回答数1,022件（有効回収51.1%）

※国が実施した全国調査「文化に関する世論調査（令和2年2月3日～2月10日実施）」と回答結果を比較・分析する。

(3) 調査結果の概要

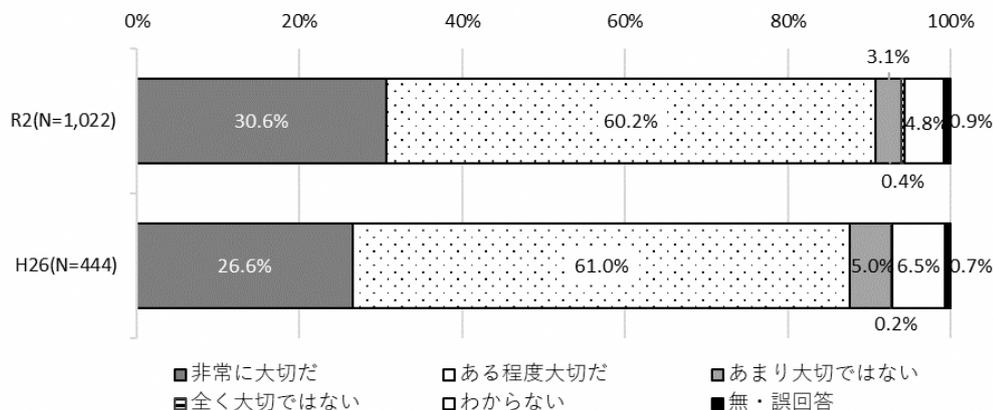
I 文化芸術に関する意識について

問1 あなたは「文化芸術」とは、どのようなものと考えていますか。



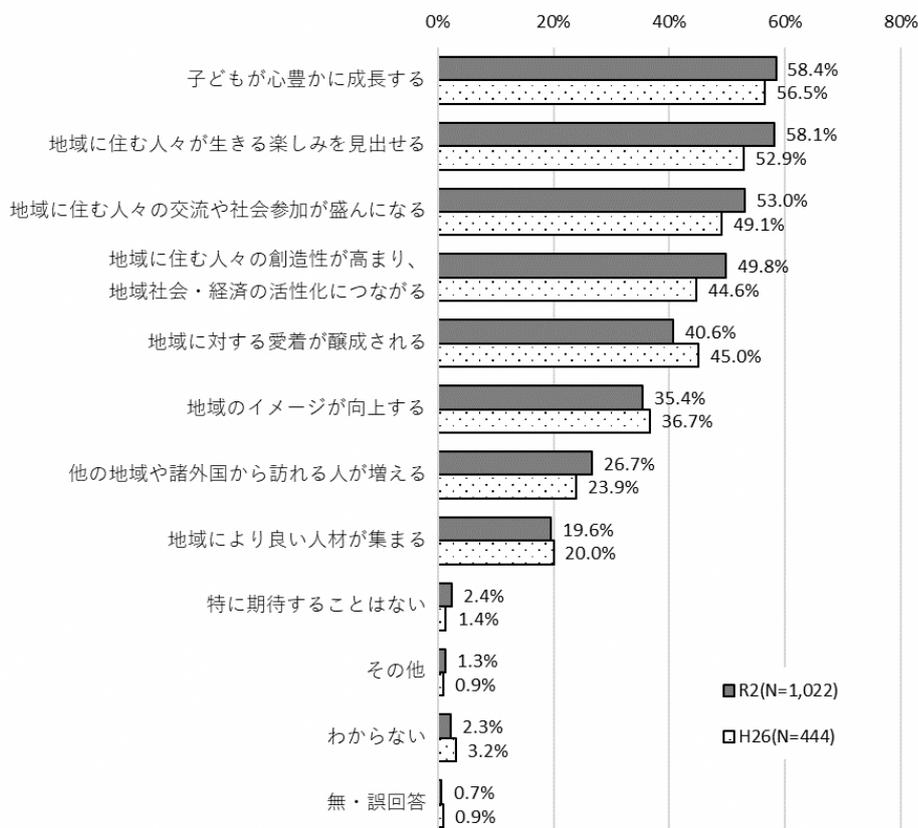
「心を豊かにするもの」(81.5%)が最も多く、次いで「だれもが楽しむもの」(58.3%)となっており、前回と比較しても上位2項目は変わらないが「生きていく力や生きがいを高めるもの」(50.3%)が10.7ポイント高くなり次いで3番目に多い回答となった。また、「格調高く難しいもの」(5.0%)、「時間や経済的に余裕のある人が楽しむもの」(14.1%)という考えは前回同様少なく、文化芸術が特定の人たちだけのものではなく、市民にとって身近なものとして認識されていることがうかがえる。

問2 あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術体験することや自ら文化芸術活動を行なうことについてどのように思いますか。



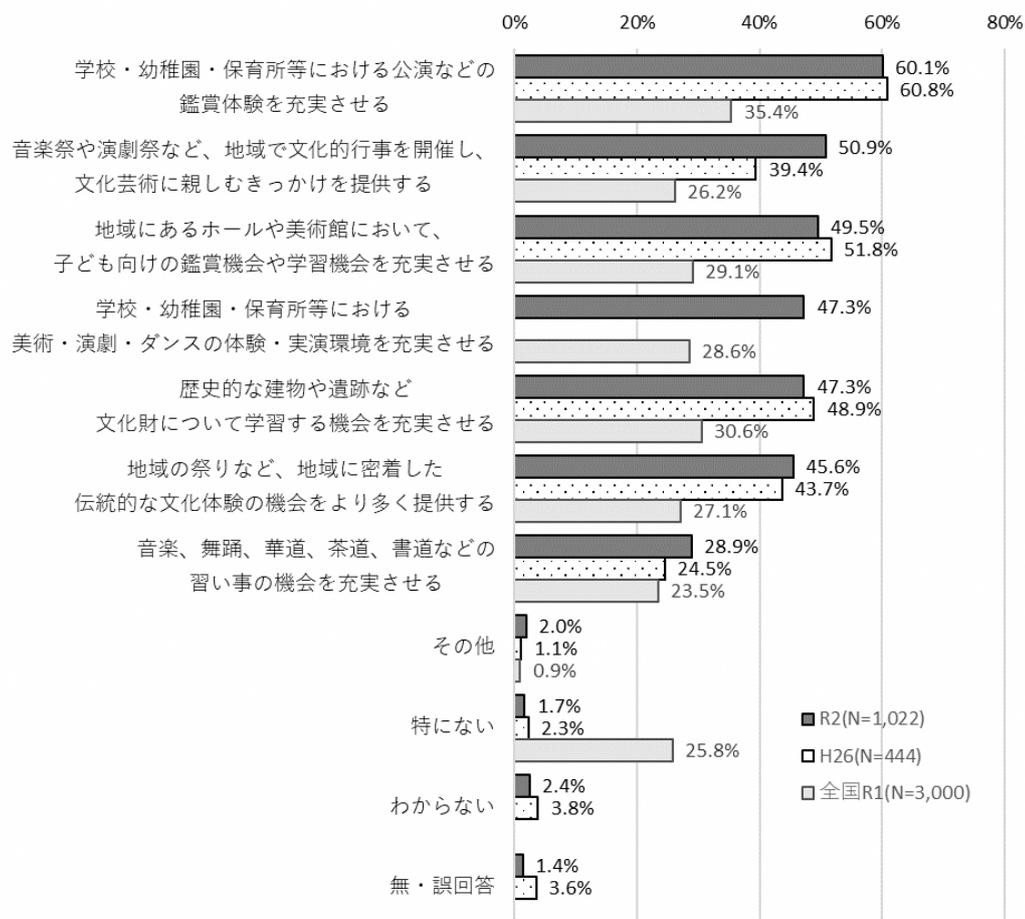
「非常に大切だ」と「ある程度大切だ」を合わせると全体の90.8%を占め、前回よりさらに3.2ポイント増えており、日常生活において「芸術」が必要であるという考えがよりうかがえる結果となった。

問3 地域文化の充実（文化芸術の鑑賞機会や活動機会、文化財や伝統的街並みの保存・整備などが充実すること）により、あなたが期待する効果は何ですか。



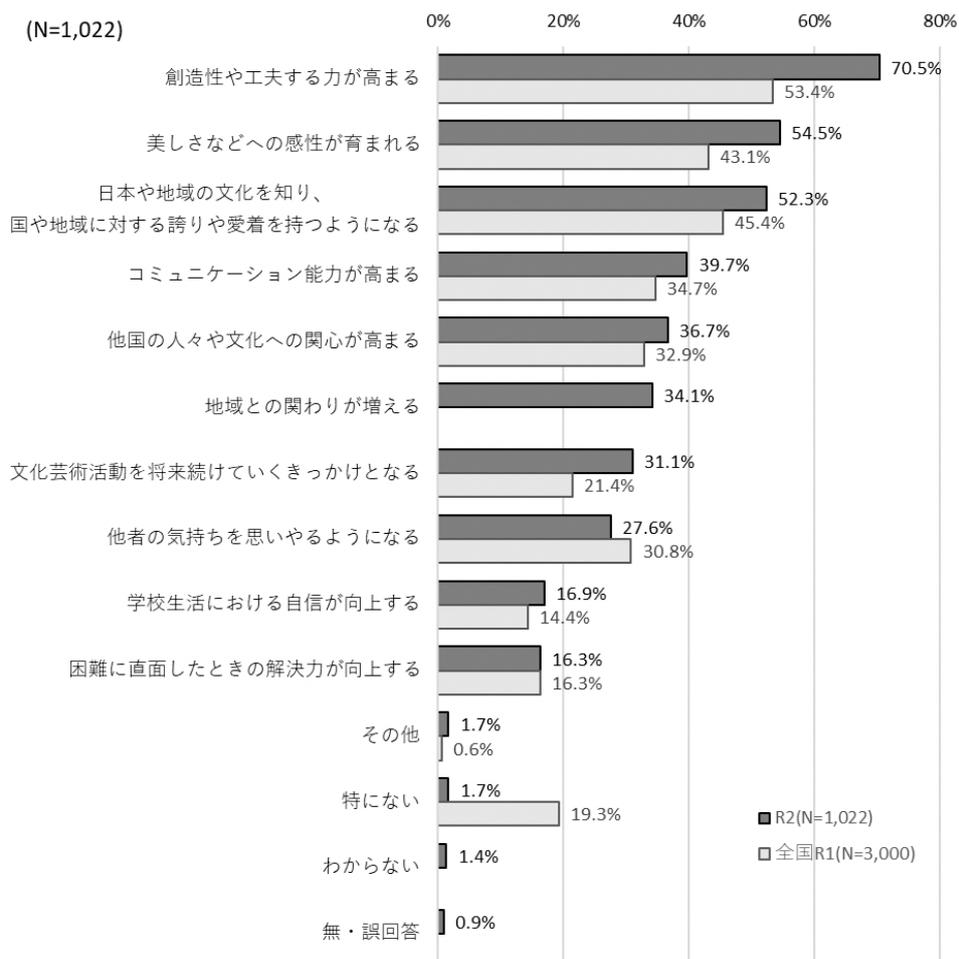
「子どもが心豊かに成長する」(58.4%)、「地域に住む人々が生きる楽しみを見出せる」(58.1%)、「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」(53.0%)など、次世代や地域社会への貢献が高いと考える傾向が前回同様うかがえる。またこちらも前回同様、「地域により良い人材が集まる」(19.6%)、「他の地域や諸外国から訪れる人が増える」(26.7%)などとなり、市外からの来訪に関しては期待値が低い。

問4 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。



「学校・幼稚園・保育園等における公演などの鑑賞体験を充実させる」(60.1%)が最も多く、次いで「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」(50.9%)が前回より11.5ポイント高くなっている。

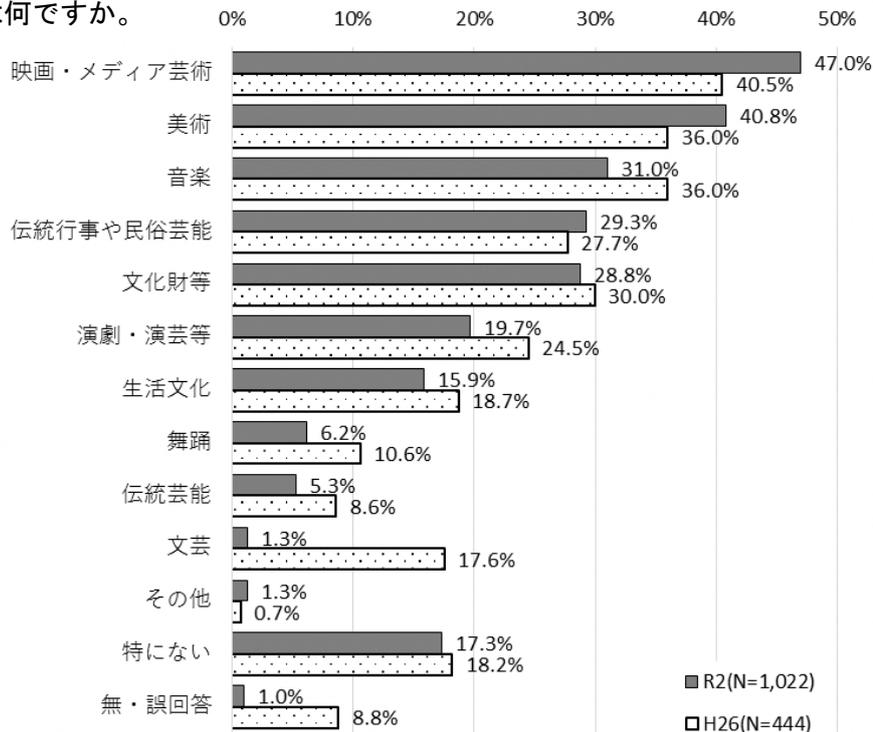
問5 子どもの文化芸術体験について、あなたが期待する効果は何ですか。



「創造性や工夫する力が高まる」(70.5%)、「美しさなどへの感性が育まれる」(54.5%)と支持が高くなっており、前回と比較しても増加している。そのほかの選択肢においても、支持が増えている項目が多く、子どもの文化芸術効果への関心の高まりを推察させる結果となった。

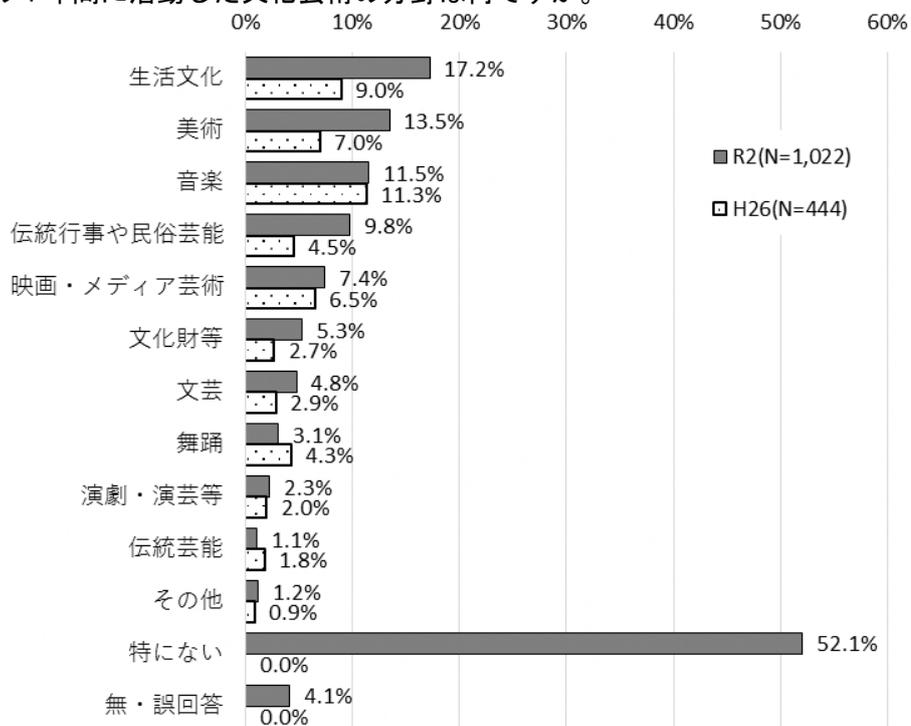
II 文化芸術の鑑賞及び創作活動等について

問6 あなたがこの1年間にホールや劇場、映画館や博物館などの会場で直接鑑賞した文化芸術の分野は何ですか。



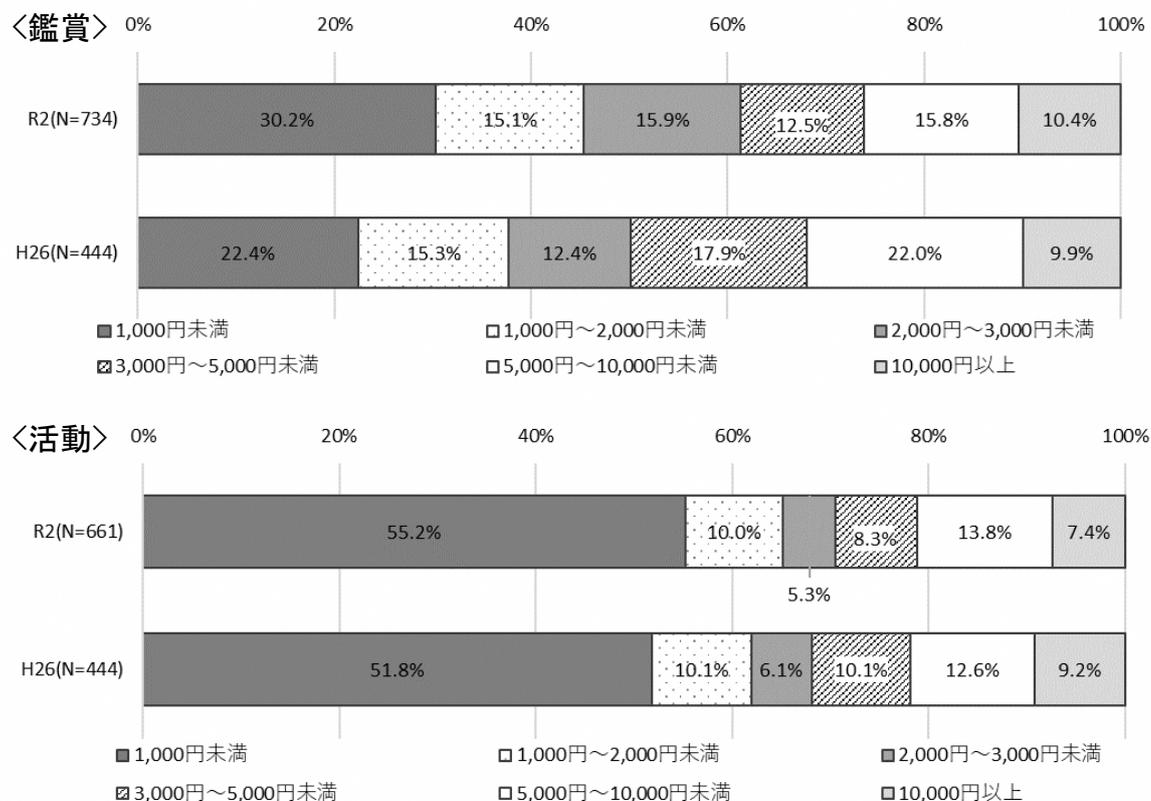
「映画・メディア芸術」(47.0%)、「美術」(40.8%)、「音楽」(31.0%)で前回と同様、より身近な分野の鑑賞が多い傾向にある。

問7 あなたがこの1年間に活動した文化芸術の分野は何ですか。



「生活文化」(17.2%)が8.2ポイント増え前回同様に最も多く、次いで「美術」(13.5%)が6.5ポイント増えて「音楽」(11.5%)より多くなった。

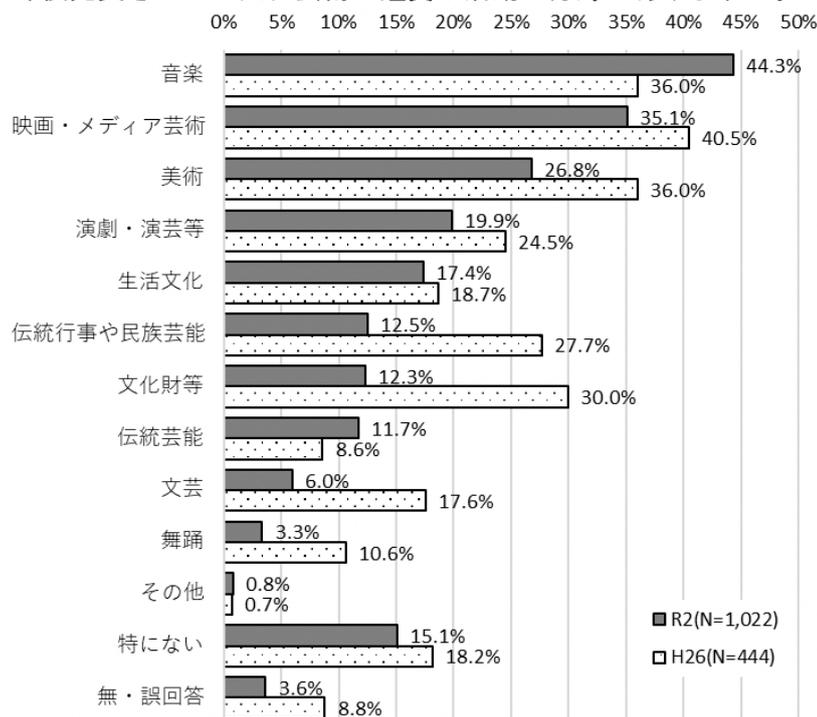
問8 あなたが、会場等での直接の文化芸術鑑賞および文化芸術活動に費やす金額は、月にどのくらいですか。



鑑賞/「1,000円未満」(30.2%)、「1,000～2,000円未満」(15.1%)、「2,000～3,000円未満」(15.9%)となり、前回と比べると3,000円未満の割合が増えた。

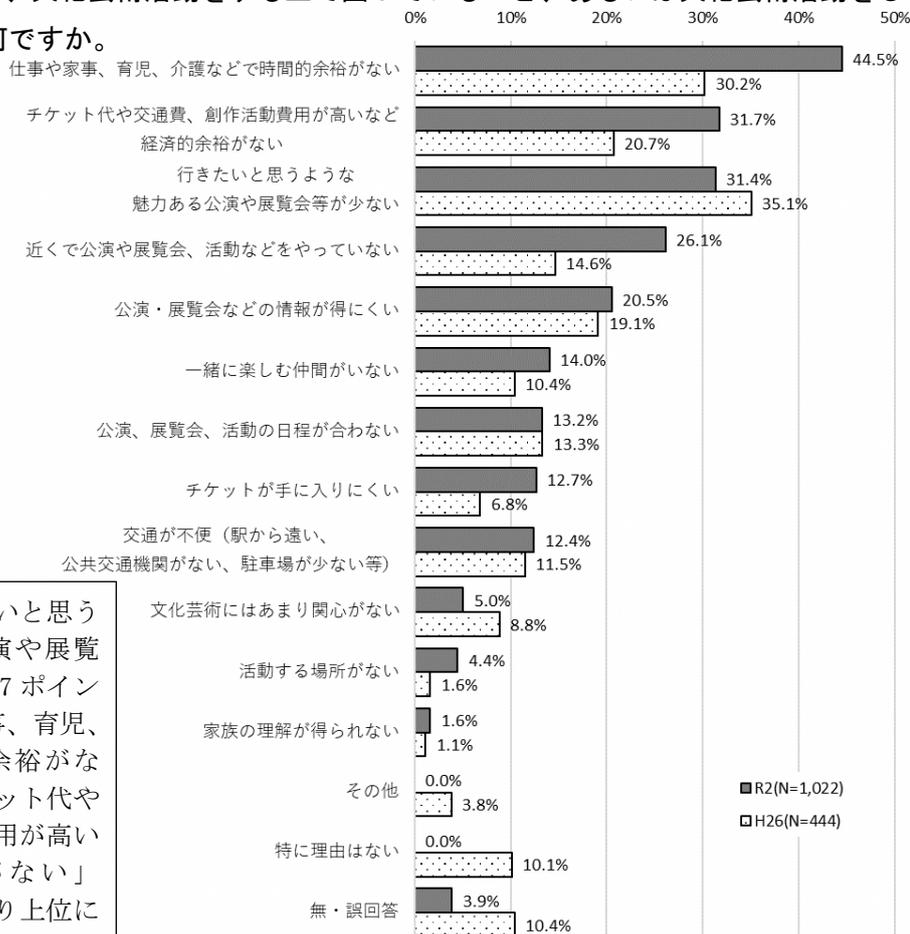
活動/「1,000円未満」(55.2%)と半数になり前回と同様の結果になった。

問9 あなた自身が今後充実させたい文化芸術の鑑賞や活動の分野はありますか。



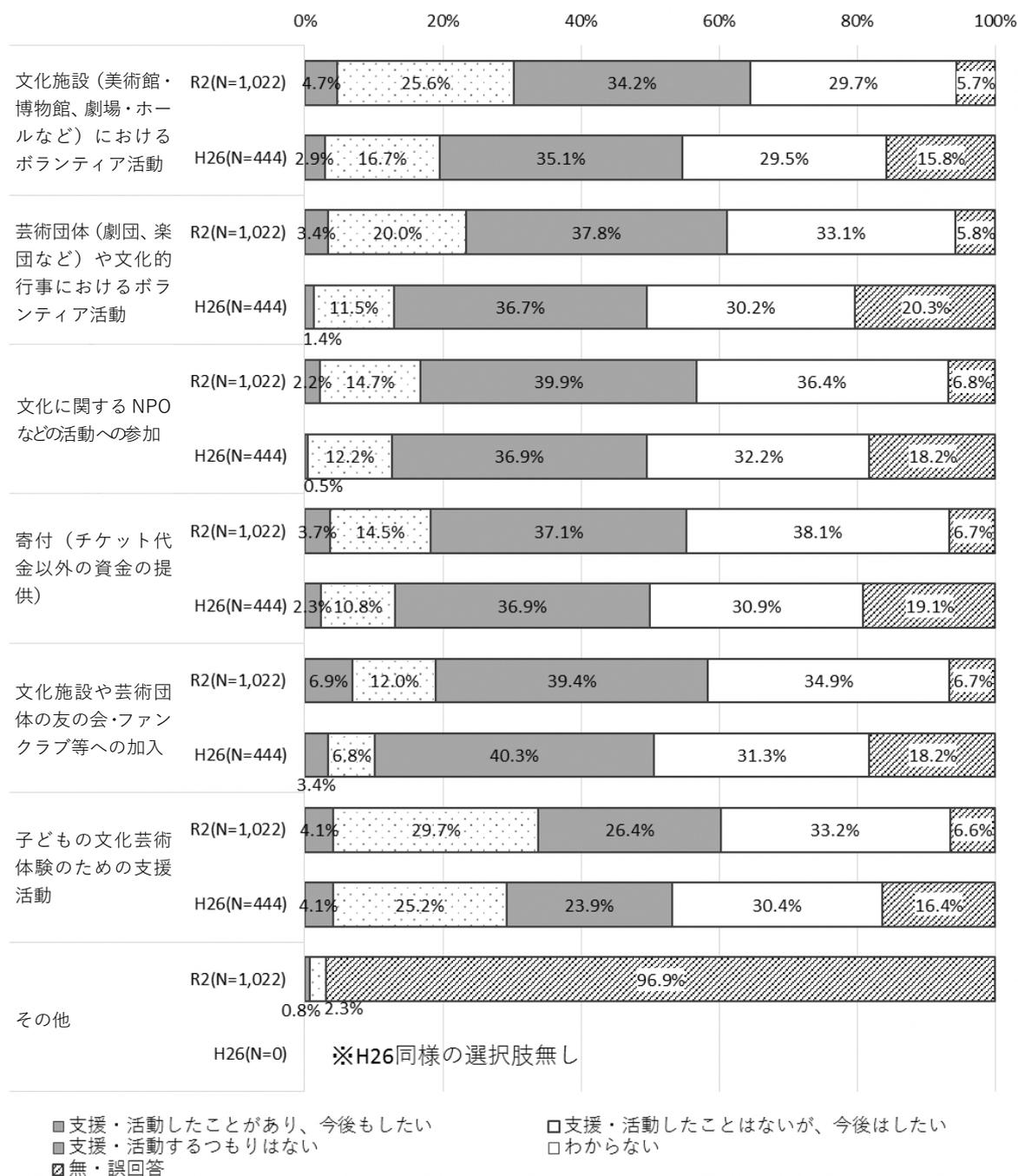
「音楽」(44.3%)、「映画・メディア芸術」(35.1%)、「美術」(26.8%)となり、問6の1年間で鑑賞した文化芸術の分野と上位項目が同じ結果になった。

問10 あなたが、文化芸術活動をする上で困っていること、あるいは文化芸術活動をしらない理由は何ですか。



前回に比べ「行きたいと思うような魅力ある公演や展覧会等が少ない」が3.7ポイント減り、「仕事や家事、育児、介護などで時間的余裕がない」(44.5%)、「チケット代や交通費、創作活動費用が高いなど経済的余裕がない」(31.7%)が多くなり上位になっている。

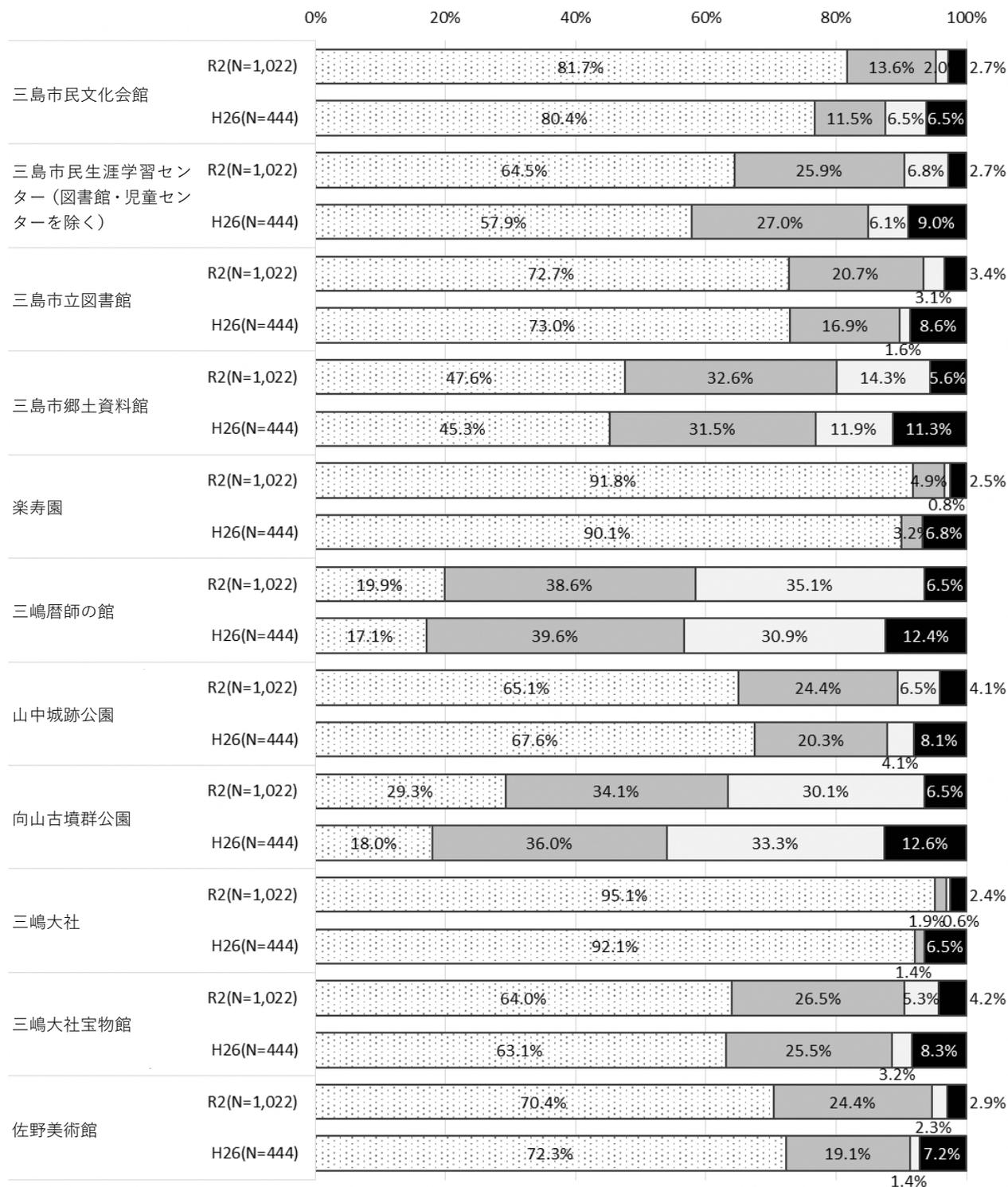
問 11 文化芸術活動に対する支援やボランティア活動をしたいと思いませんか。



「支援・活動したことがあり、今後もしたい」と「支援・活動したことはないが、今後はしたい」の回答が最も多かったのは「子どもの文化芸術体験のための活動支援」（33.8%）で、前回と同じ結果となった。また、「支援・活動するつもりはない」が多かったのは「文化に関するNPOなどの活動への参加」（39.9%）となっている。

Ⅲ 三島市の文化芸術について

問 12 市内の文化施設等で、あなたが知っているもの、利用経験があるものはありますか。

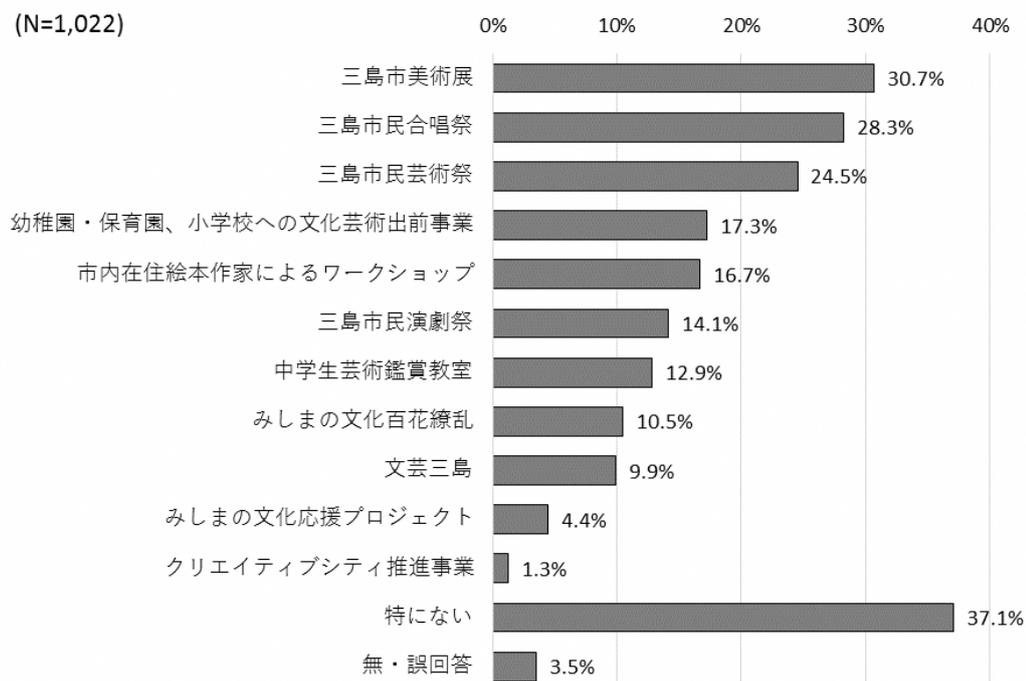


□利用または鑑賞に訪れたことがある □訪れたことはないが名前は知っている □知らない ■無・誤回答

「利用または鑑賞に訪れたことがある」を選んだ回答者は、「楽寿園」(91.8%)、「三嶋大社」(95.1%)、「三島市民文化会館」(81.7%)、「三島市立図書館」(72.7%)、「佐野美術館」(70.4%)で非常に多く、知名度も高い。

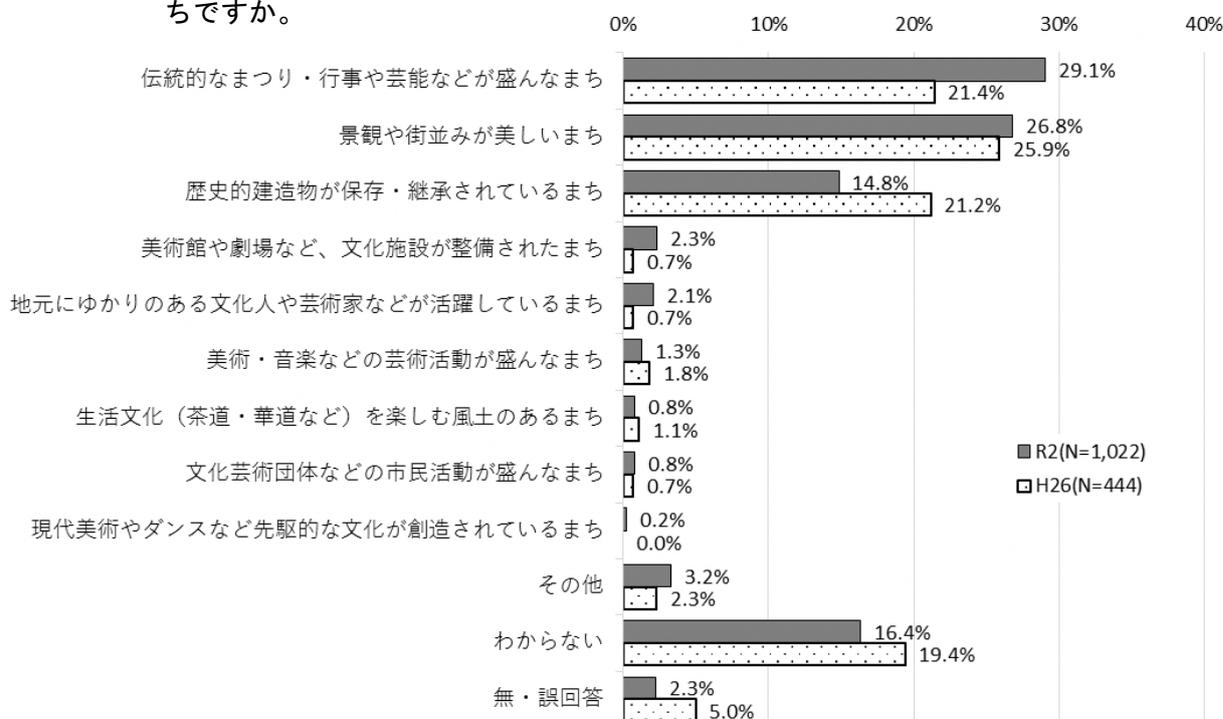
問13 文化芸術に関する三島市の取組みについて知っているものはありますか。

(N=1,022)



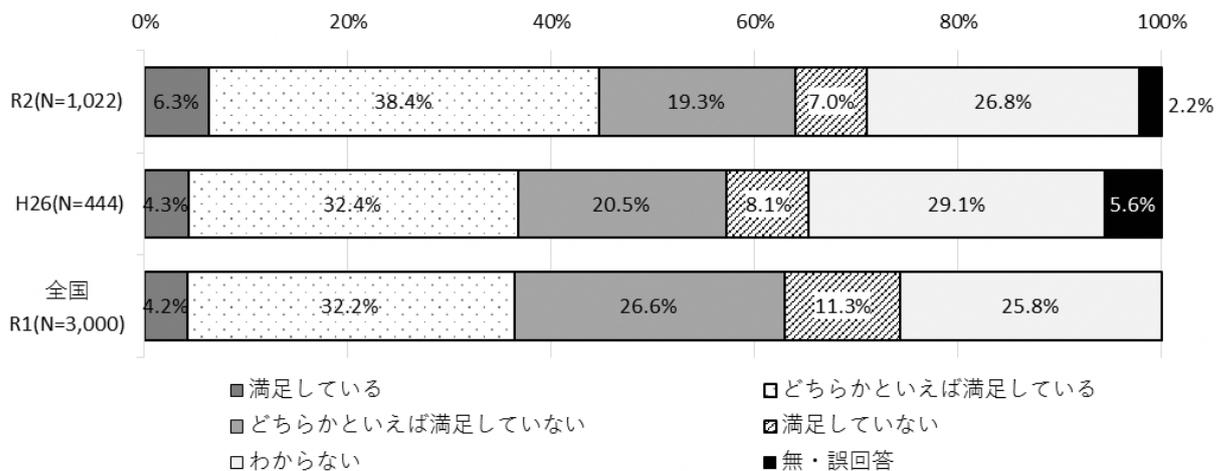
「特にない」が37.1%と最も多く、次いで「三島市美術展」(30.7%)、「三島市民合唱祭」(28.3%)となっている。

問14 あなたは、文化芸術の面から見た三島市について、どのようなまちのイメージをお持ちですか。



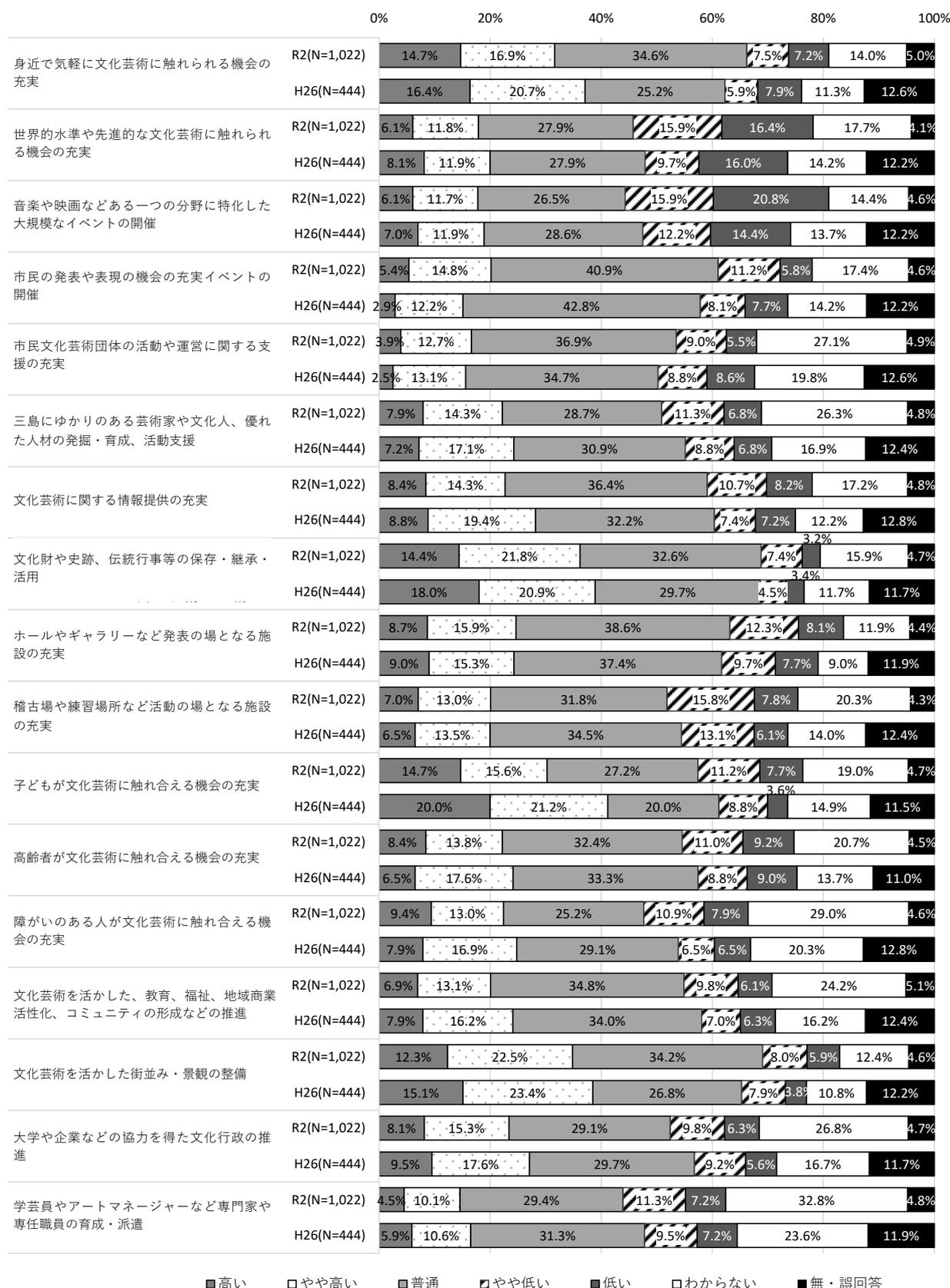
「伝統的なまつり・行事や芸能などが盛んなまち」(29.1%)と前回に比べ7.7ポイント増え最も多く、「景観や街並みが美しいまち」(26.8%)となっている。次いで「歴史的建造物が保存・継承されているまち」(14.8%)となり6.4ポイント減っている。

問 15 あなたは、三島市の文化的環境（鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的な街並みの保存・整備など）に満足していますか。



前回同様、「どちらかといえば満足している」(38.4%)の次に高い数値を示したのが、「わからない」(26.8%)であったものの、満足している(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)の割合が8ポイント増えている。

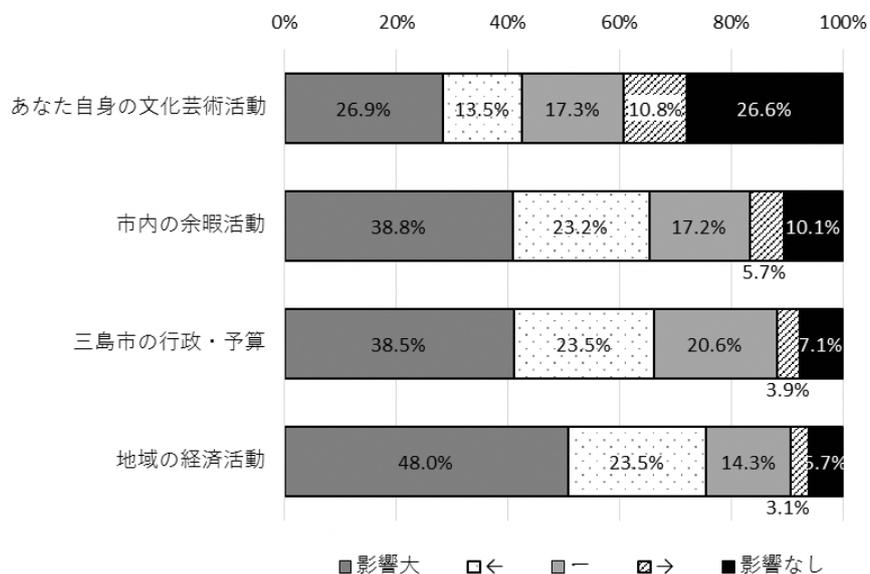
問 16 三島市の文化芸術振興施策について、重要度をどのようにお考えですか。



重要度が「高い」と答えた人が最も多いのは「身近で気軽に文化芸術に触れられる機会の充実」と「子どもが文化芸術に触れ合える機会の充実」で14.7%。また、「低い」と答えた人が最も多いのは「音楽や映画などある一つの分野に特化した大規模なイベントの開催」(20.8%)となった。

IV 新型コロナウイルス感染拡大に関する影響について

問17 新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されており、様々な影響が懸念されていますが、各分野への影響の度合いについて、どのように感じていますか。



影響が懸念されると答えた人が最も多かったのは「地域の経済活動」(48.0%)で、次いで「市内の余暇活動」(38.8%)、「三島市の行政・予算」(38.5%)となった。また、影響なしと答えた人が最も多かったのは「あなた自身の文化芸術活動」(26.6%)となった。

2. 三島市文化振興基本条例

平成26年6月27日

条例第34号

改正 平成29年3月28日条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 文化振興基本計画(第9条)

第3章 文化の振興に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 文化振興審議会(第17条)

附則

文化を創造し、享受し、これらの活動を支援することは、人々の生まれながらの権利であり、これを尊重し合える社会を実現することは、人々の願いである。

文化は、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、人々の生活に安らぎと潤いをもたらすものである。

また、地域の歴史と風土に培われてきた伝統的な文化は、将来にわたり受け継ぐべき私たちの宝であり、地域を愛する心を養い、共通のよりどころとして人々の相互の絆^{きずな}を強め、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の源泉となることで活力ある地域社会の実現に資するものである。

ここ三島は、霊峰富士からの清らかな湧水が流れる美しい水の都であり、その湧水が私たちを育む上で重要な要素となっている。また、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝、三嶋大社の門前町として栄え、独自の歴史を経てきた。

そのような中で培われてきた固有の文化は、私たちの誇りである。

将来にわたりこのような文化を継承し、発展させるとともに、新たな文化を創造していくためには、人々が自ら文化の担い手であることを認識し、文化の多様性を尊重しつつ、市民等、文化団体、学校、事業者及び市が相互に連携を図りながら協力することが必要である。

また、文化が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、活力ある地域社会の実現のため、文化を通じた交流の促進、教育、観光、社会福祉その他の分野との連携等の施策を包括的に推進していくことが必要である。

ここに、文化の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民等の役割等を明らかにするとともに、市における文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び市民等が将来にわたり誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内で文化活動を行う者をいう。
- (4) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市との連携が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、文化振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等、文化団体、学校及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、文化振興施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自らが文化活動の担い手であることを自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことにより、文化を継承し、及び創造し、並びに発展させるよう努めるものとする。

(文化団体の役割)

第6条 文化団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的かつ主体的に文化活動の充実に努めるとともに、文化活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、文化に関する体験学習等の充実に努めることを通じて幼児、児童、生徒又は学生の感性を磨き、表現力を高め、及び創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、文化についての関心と理解を深め、地域の文化の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(基本計画)

第9条 市は、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三島市文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化の振興に関する基本方針
- (2) 文化の振興に関する目標
- (3) 文化振興施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(市民等の文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、市民等が、等しくかつ身近に多様な文化に親しむことができるようにするため、その文化活動を行う機会の充実に努めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの多様な文化に親しむ機会の提供)

第11条 市は、子どもの感性を磨き、及び豊かな人間性を育むため、子どもが多様な文化に親しむ機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

(伝統文化の継承、発展等)

第12条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第13条 市は、文化を通じた交流を促進するため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第14条 市は、将来にわたり市民等の文化活動を促進するため、文化に関する専門的知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の分野における施策との連携の促進等)

第15条 市は、心豊かな市民生活を実現するため、文化振興施策と教育、観光、社会福祉その他の分野における施策との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、文化振興施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 文化振興審議会

(審議会)

第17条 文化の振興を図るため、三島市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長(文化財の保護に関する事項にあつては、教育委員会)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他文化の振興に係る重要事項に関すること。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化団体を代表する者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 市内に居住する者
- (6) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第20号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に従前の三島市文化振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の第17条第3項の規定により三島市文化振興審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の第17条第5項の規定により三島市文化振興審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3. 三島市文化振興審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
岩下 晶子	常葉大学短期大学部准教授	新任
橋本 由紀子	日本大学国際関係学部教授	
平野 雅彦	静岡大学人文科学部客員教授	会長
宮西 達也	絵本作家	
橋本 敬之	NPO伊豆学研究会理事長	
靱山 好実	三島市文化芸術協会会長	副会長
中村 麻美	三島市立山田小学校長	
井島 真知	ベルナール・ビュフェ美術館学芸員	
杉山 朋子	静岡新聞社・静岡放送 東部総局東部ビジネスセンター事業部長	
坪井 則子	佐野美術館館長	
田村 耀子	市民公募	退任
坂田 芳乃	市民公募	新任
室伏 学	静岡県スポーツ・文化観光部 文化局 文化政策課長	

※敬称略。選出区分及び氏名の五十音順。

※令和2年9月30日退任

令和2年10月1日新任

4. 文化振興基本計画中間見直しに係る作業部会委員名簿

氏名	所属等
谷 ゆかり	子ども保育課 主幹
上松 優香	障がい福祉課 主事
西川 菜月	政策企画課 主事
井上 流花	商工観光課 主事
山添 豊	都市計画課 主事
高嶋 大生	学校教育課 指導主事
齊藤 広道	生涯学習課 主幹
菅藤 悦子	図書館 主任司書
平林 研治	郷土資料館 館長
鈴木 武仁	文化振興課 主査

5. 計画の策定経過

日程	会議名等	内容等
令和元年 10月23日	令和元年度 第1回文化振興審議会	後期計画（中間見直し）策定の進め方について
令和2年 5月11日	令和2年度 第1回文化振興審議会	文化芸術に関する市民意識調査について (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う書面開催)
5月23日 ～6月10日	文化芸術に関する 市民意識調査	郵送による意識調査 20歳以上の三島市民2,000人(無作為抽出)
6月25日	第1回作業部会	文化芸術に関する市民意識調査について、 中間評価について
7月21日 ～8月19日	文化施設ヒアリング	中間評価、後期計画について
9月2日	令和2年度 第2回文化振興審議会	市長から文化振興審議会への諮問 市民意識調査及び中間評価について、 計画骨子案について
10月9日	団体ヒアリング (三島市文化芸術協会)	中間評価、後期計画等について意見交換
11月9日	令和2年度 第3回文化振興審議会	重点プログラムについて、計画案について
11月24日	第2回作業部会	重点プログラムについて、計画案について (メールによる意見聴取)
12月16日 ～1月15日	パブリック・コメント	市民意見数 1件
1月14日	三島市教育委員会への 意見聴取	計画案について
1月26日	文化振興審議会へパブリック・コメント結果の報告	パブリック・コメント意見及び対応についての報告
2月4日	文化振興審議会から 市長へ答申	審議会正副会長から市長へ答申書の提出
2月26日	後期計画の決定	市長決裁

三島市文化振興基本計画
(後期計画)

発行 令和3年3月

編集 三島市産業文化部文化振興課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号

電話 055-983-2756 FAX 055-981-7720

E-mail : bunka@city.mishima.shizuoka.jp

URL <https://www.city.mishima.shizuoka.jp>